

山形県公報

平成18年11月24日(金)

号 外(41)

目 次

条 例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例.....(人事課)...2 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....(同)...同

本号で公布された条例のあらまし

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第57号) (人事課)

- 1 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正 議会の議員及び知事等に対して6月に支給する期末手当の支給割合を100分の152.5に、12月 に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5にそれぞれ引き下げることとした。(第2条第 5項及び第3条第3項関係)
- 2 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 教育委員会の教育長に対して6月に支給する期末手当の支給割合を100分の152.5に、12月に 支給する期末手当の支給割合を100分の162.5にそれぞれ引き下げることとした。(第3条第2 項関係)
- 3 この条例は、平成18年12月1日から施行することとした。 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第58号) (人事課)
- 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正
 - (1) 管理職手当の支給月額の限度額を職員等の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25とすることとした。(第10条第2項関係)
 - (2) 配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降に係る扶養手当の支給月額を1人につき6,000円に引き上げることとした。(第11条第3項関係)
 - (3) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の135(特定幹部職員にあっては、100分の115)に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の150(特定幹部職員にあっては、100分の130)にそれぞれ引き下げることとした。(第20条第2項関係)
 - (4) 6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の65(特定幹部職員にあっては、100分の85) に引き下げることとした。(第21条第2項第1号関係)
- 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の152.5に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5にそれぞれ引き下げることとした。(第5条第2項関係)
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
 - 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の152.5に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5にそれぞれ引き下げることとした。(第6条第2項関係)

1

4 この条例は、平成18年12月1日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(2)の改正は、平成19年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成18年11月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第57号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正)

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和31年9月県条例第52号)の一部を 次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の140、」を「100分の135」に、「100分の160、」と、「100分の160」を「100分の152.5」と、「100分の150」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和49年12月県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の140、」を「100分の135」に、「100分の160、」と、「100分の160」を「100分の152.5」と、「100分の150」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附則

この条例は、平成18年12月1日から施行する。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成18年11月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第58号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「基き」を「基づき」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員等の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

第11条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第20条第2項中「100分の140、」を「100分の135、」に、「100分の160」を「100分の150」に、「次条」を「第21条」に、「100分の120」を「100分の115」に、「100分の140を」を「100分の130を」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の135」に、「100分の160」を「100分の150」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の120」を「100分の115」に、「100分の65」と、「100分の130」とあるのは「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の70」を「、6月に支給する場合においては100分の65(特定幹部職員にあつては、100分の85)、12月に支給する場合においては100分の70」に改め、同項第2

号中「100分の35」を「、6月に支給する場合においては100分の30(特定幹部職員にあつては、100分の40)、12月に支給する場合においては100分の35」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140、」を「100分の135」に、「100分の160、」と、「100分の160」を「100分の152.5」と、「100分の150」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。 (一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の140、」を「100分の135」に、「100分の160、」と、「100分の160」を「100分の152.5」と、「100分の150」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年12月1日から施行する。ただし、第1条中山形県職員等の給与に関する 条例第10条第2項及び第11条第3項の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定は、平成19年4 月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号)附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員等のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員等についての第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例第10条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員等の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員等の給料月額と山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 (山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年12月県条例第103号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「(給与条例第10条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

平成18年11月24日印刷 平成18年11月24日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)